

乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認について

1 制度概要

- 乳児等通園支援事業は、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、**月10時間までの利用可能枠の範囲内で、就労条件等を問わず時間単位で保育所等を利用できる新たな通園給付制度**です。
- **令和8年4月1日に法定化されることから、生後6か月から満3歳未満の乳幼児**（保育所、認定こども園等に在籍していない子どもに限ります。）を対象に、乳児等通園事業の利用に要した費用について国が定める支援給付費（以下「乳児等支援給付費」といいます。）を支給できるよう体制を整える必要があります。
- 本市においては、事業の実施を希望する民間教育・保育施設等からの申請に基づき、乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認を行ったのち、事業を開始することとしております。

2 乳児等通園支援事業の認可について

- 乳児等通園支援事業を行うにあたって、事業を行おうとする者は、児童福祉法第34条の15第2項の規定により市長の**認可**を受ける必要があります。
- **認可にあたって、市長はあらかじめ、旭市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないこととされています。**
- 認可にあたっては、児童福祉法第34条の16第1項の規定により定められた旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に適合することが求められます。

3 特定乳児等通園支援事業者の確認

- 乳児等通園支援事業の認可を受けた事業者は、別途子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定により**乳児等支援給付費の支給に係る事業者である旨の確認**を市長から受ける必要があります。
- **確認にあたって、市長はあらかじめ、旭市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないこととされています。**
- 確認にあたっては、こども子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により定められた旭市特定乳児等通

園支援事業の運営に関する基準を定める条例に適合することが求められます。

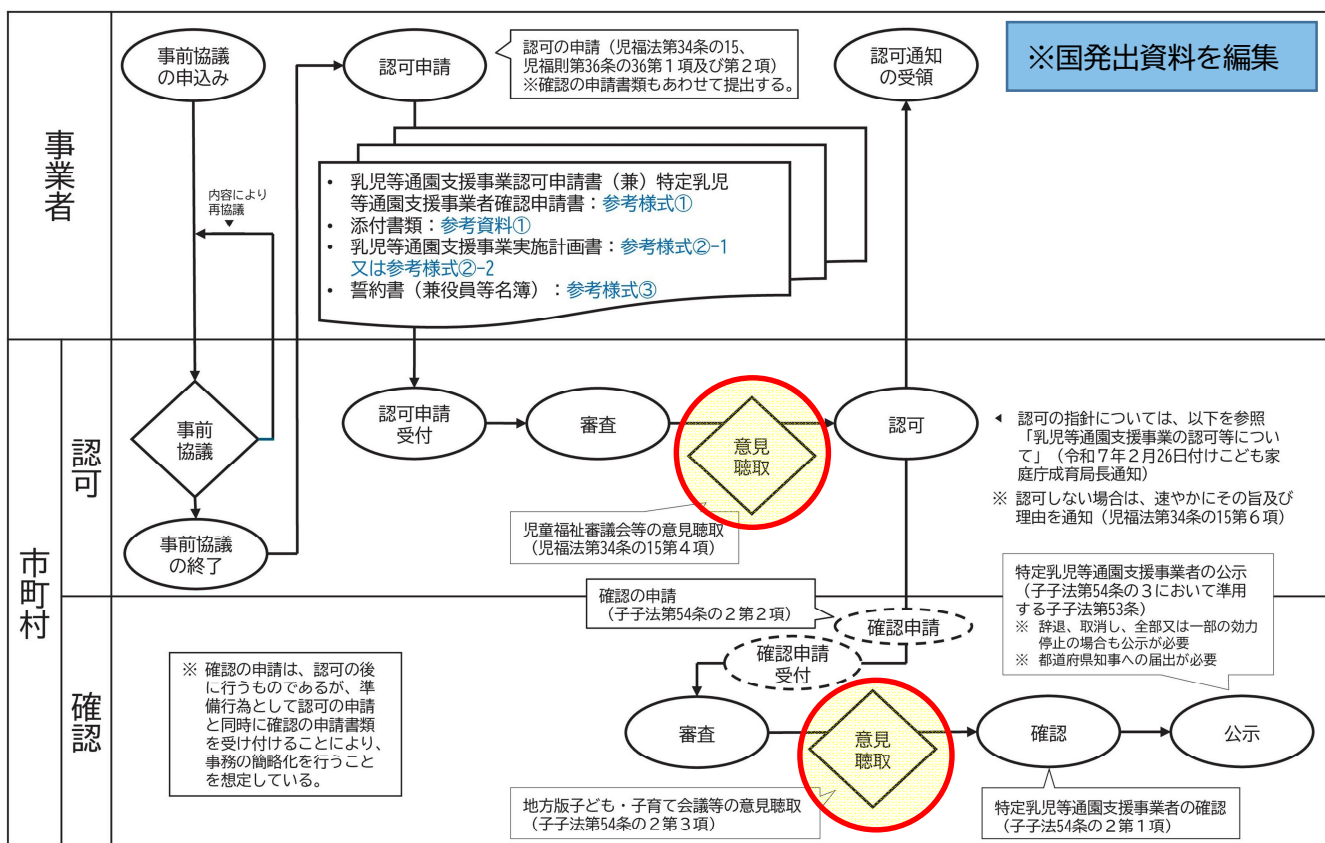
4 意見聴取

- ・認可及び確認を行おうとする事業所は、次の表のとおりです。
- ・意見聴取に係る詳細な資料は、当日配布するものとさせていただきます。

事業所名	所在地	施設類型	区分	利用定員			
				0歳児	1歳児	2歳児	計
ひかり保育園	飯岡 2115-2	保育所	余裕活用型				
あさひこひつじ幼稚園	二の 6544	認定こども園 (幼稚園型)	一般型	●	●	●	●

備考 余裕活用型の利用定員は、保育所、認定こども園等において、利用児童が利用定員に満たない場合に、定員の範囲内で受け入れ可

(参考) 認可及び確認の事務において想定される事務フロー



【参考】

児童福祉法（抜粋）

第三十四条の十五 一略一

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

3 一略一

4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～8 一略一

子ども・子育て支援法（抜粋）

(特定地域型保育事業の基準)

第四十六条 一略一

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3～5 一略一

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(準用)

第五十四条の三 第四十四条から第五十四条までの規定(第四十五条第二項を除く。)は、前条第一項の確認を受けた者(以下「特定乳児等通園支援事業者」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。